第２編５章　ひろがる社会運動と普通選挙の実現　p.146～149

【大衆化の文化】

・総合雑誌『①　　』

　…大正デモクラシーの思潮に社会問題や社会思想に関する論文を掲載

・大衆娯楽雑誌『②　　』

【社会運動】

◎社会主義運動

・ロシア革命　→支持・不支持それぞれから議論

　　→マルクス主義の思想と運動が日本でも広がる

　↓

・[③　　]がひそかに結成

◎女性運動

・[④　　]…雑誌『⑤　　』を発刊

　　「良妻賢母」の考え方に対抗

　↓

・[⑥　　]らと[⑦　　]を組織

　→女性参政権と治安警察法の改正を要求

【普選法と治安維持法】

（1925 年）

・[⑧　　]…財産による制限を廃止、２５歳以上の男子に選挙権

・[⑨　　]…「国体」の変革や私有財産の否認を目的とする結社を取締り

⇩

普通選挙法によって成年男性を国民国家に主体的に参加させる

　↕

治安維持法によって国家に従わない者たちを排除

【経済と外交】

◎[⑩　　]に調印

→海軍の強硬派などが政府を攻撃＝[⑪　　]問題

→反対をおさえ条約批准

◎1929 年 10 月、アメリカでの株価暴落

↓

・世界恐慌へ発展　→日本も巻き込まれる（⑫　　）

◎張作霖爆殺事件（1928 年）

…関東軍が独断で実施

木下順二『微妙な変化、見逃さぬ力を』

（辻本弘明『「大正デモクラシー」の崩壊に関する研究序説』）

一つ、一つ、の措置はきわめて小さく、きわめてうまく説明され、“時折、遺憾”の意が表明されるのみで、政治の全過程を最初からのみこんでいる人意外（以外）には、その“きわめて小さな措置”の意味はわからない。それは「ほんのちょっと」、悪くなっただけだ。だから次の機会を待つことになる。そう思う自分に馴れてしまっているうちに、事態は取り返しがつかなくなってしまった。

（中略）

その激烈さへ行く前の十数年を考えてみると、それはその激烈さを準備するための十数年のようなもので、そして、その十数年というものは、きのうに変わらぬ（ように見える）きょう、きょうに変わらぬ（ように見える）あしたの連続だったと思うのである。そのあいだには、一般の人にも何かの抵抗が可能だったはずだ。そして、今のわれわれは、あのころの人たちより、少しは「全課程の意味の洞察」ができる目をもっているはずである。

＊木下順二…［1914～2006］劇作家。